

# 入会審査規定

## 第 1 章 趣 旨

第 1 条 本協会会則(第 8 条に基づく、新会員の入会審査については、別の定めがあるものを除き、この規定の定めるところによる。

第 2 条 審査委員会は、理事会の決議に基づき、審査委員会の中から入会審査員を任命する。

## 第 2 章 審 査

第 3 条 入会審査委員会は入会希望者から請求のあった場合に、当該希望者が第 4 条または第 6 条の基準に適合する者であるか否かについて、審査を行う。

## 第 3 章 普通会员の審査事項

第 4 条 会則第 7 条に定める普通会员の入会審査基準の具体的内容は、以下の通りとする。

- 1, 本協会の趣旨に賛同し、本会の発展・運営に協力できる者
- 2,, ライフル射撃の趣旨・技能・ルールについての理解があること。
- 3, 下記の事由に該当しない者であること
  - (1) 成年被後見人、被保佐人、又は破産者で復権を得ない者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受ける事が無くなった日から起算して 5 年を経過しない者
  - (3) 過去 5 年以内にライフル射撃の活動または指導に関して法令または当協会諸規定に違反する行為があり、ライフル射撃の活動または指導に関して著しく適性を欠く恐れが有ると認められる者
  - (4) 集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れが有ると認められるもの
  - (5) 重度の精神病患者、又はアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められる者
  - (6) 住所および連絡先が明快でない者
  - (7) 暴力団構成員ならびに準構成員である者
  - (8) 入会申し込みに虚偽を記入した者
  - (9) 過去 5 年以内に、本協会より除名その他の処分を受け、会員資格を失った者

## 第 4 章 正会員の審査事項

第 5 条 会則第 7 条に定める正会員の入会審査基準の具体的内容は、以下の通りとする。

- 1, 本協会の趣旨に賛同し、本会の発展・運営に積極的協力できる者
- 2,, ライフル射撃の趣旨・技能・ルールについて理解があること。
- 3, 普通会员として、1 年以上活動し、大会参加の実績がある者
- 4, 本規定第 4 条 3 項(1)～(9)号のすべに該当しない者
- 5, 銃所持許可証を有する者

## 第 5 章 補 助

第6条 入会審査会は、相当と認めるものに、審査を補助させることが出来る

## 第 6 章 審査後の処置

第7条 入会審査会は第4条ないし第5条の事項について、審査を行った場合には審査の結果を理事会に、審査の結果を報告しなければならない

第8条 理事会にて結果通知承認を得たのちに審査結果を入会申込者に通知しなければならない

## 附則

この規定は、令和5年4月1日より施行する